

# 核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合

## 第475回

令和5年3月9日（木）

原子力規制委員会

核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合

第475回 議事録

1. 日時

令和5年3月9日(月) 10:30～11:12

2. 場所

原子力規制委員会 13階 BCD会議室

3. 出席者

担当委員

田中 知 原子力規制委員会 委員

原子力規制庁

小野 祐二 原子力規制部 新基準適合性審査チーム チーム長代理

長谷川 清光 原子力規制部 新基準適合性審査チーム チーム長補佐

小澤 隆寛 原子力規制部 新基準適合性審査チーム員

中野 光行 原子力規制部 新基準適合性審査チーム員

青木 一繁 原子力規制部 新基準適合性審査チーム員

鈴木 一寿 原子力規制部 新基準適合性審査チーム員

議題 1

原子燃料工業株式会社

伊藤 卓也 取締役 常務執行役員

塩田 哲也 執行役員 熊取事業所長

藤原 徹 環境安全部長

岡田 卓也 環境安全部 安全管理グループ 参事

柿木 俊平 環境安全部 安全管理グループ 参事

鹿目 瞬 環境安全部 安全管理グループ 技師

4. 議題

(1) 原子燃料工業株式会社熊取事業所(加工施設)の保安規定変更認可申請について

## 5. 配付資料

資料 1 新規制基準に係る保安規定の変更について

参考資料 1 - 1 加工事業変更許可申請書の内容の保安規定への反映項目確認

参考資料 1 - 2 設工認から保安規定への反映項目確認

## 6. 議事録

○田中委員 それでは、定刻となりましたので、第475回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合を開始いたします。

本日の議題は、原子燃料工業株式会社熊取事業所（加工施設）の保安規定変更認可申請についてであります。

本日も、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のため、事業者はテレビ会議システムにより参加となっております。

本日の審査会合での注意事項等について、事務局からお願いいたします。

○小澤チーム員 規制庁の小澤です。

テレビ会議システムによる開催ということで、数点、注意事項をお伝えさせていただきます。

説明者は、名前、資料番号、ページ等を明確にした上で説明をお願いします。

資料は可能な限りモニターに映すなど、お願いします。

音声途中で聞き取れない場合などは、途中で構いませんので、発言して伝えていただければと思います。

よろしくをお願いします。

○田中委員 はい、よろしくをお願いします。

それでは早速ですが、議題に入りたいと思います。

本日は、2月15日に申請があった保安規定変更認可申請の内容について、確認したいと思います。

それでは、申請内容について、事業者のほうから説明をお願いいたします。

○原子燃料工業（伊藤） 原子燃料工業の伊藤でございます。本日の審査、どうぞよろしくをお願いいたします。

弊社熊取事業所の新規制基準に係る保安規定の変更認可の申請、これを2月15日にさせ

ていただいたところでございます。新規制基準に係る保安規定の変更、これを3段階に分けて申請することを計画しておりまして、今回の申請は最後の段階に当たるものでございます。

内容につきましては、熊取事業所、環境安全部の岡田のほうから説明をいたします。

○原子燃料工業（岡田） 原子燃料工業の岡田です。

それでは、資料1を用いて、新規制基準に係る保安規定の変更申請について、説明いたします。

1ページを御覧ください。

保安規定の変更申請について、大きく三つに分けて説明いたします。

最初に保安規定の変更申請の概要、次に保安規定変更の主な内容、最後に保安規定への反映事項の抽出手順について説明いたします。

2ページを御覧ください。

最初に、保安規定変更申請の概要について説明いたします。

本申請は、令和3年3月16日付け原規規発第2103163号にて認可を受けた、弊社保安規定の一部を変更するものです。

変更する理由として、まず一つ目は、加工事業変更許可申請書、すなわち事業許可を踏まえた保安規定に規定すべき事項のうち、未反映であった工事等を伴う安全対策を追加することにあります。

二つ目は、保安管理組織について、新たに職位を担当する者を追加するとともに、職務を移管することあります。

3ページを御覧ください。

ここで、今回の申請に当たりまして、新規制基準適合のための保安規定変更は、段階的に申請していることを説明いたします。

事業者は、新規制基準に適合した加工施設の設計、工事、運転、保守を適切に行い、安全を確保し、円滑で確実な業務遂行を図るため、事業許可を踏まえて、竜巻対策、火災対策、重大事故等対策等の安全対策を定めた保安規定の変更を行います。

ここで、新規制基準対応工事は、設計及び工事の計画の認可、すなわち設工認を受けて工事を行う建物・構築物、設備・機器が多数となる、そして、工事期間が長期にわたります。このため、新規制基準への適合を早めるためにも、保安規定の変更は加工施設の工事を要しない事項から申請を行い、工事を伴う事項は工事の進捗を踏まえて段階的に申請を

行うこととしております。

弊社の保安規定の変更は3段階に分けて申請することを計画し、今回の申請は最後の段階となります。

これまでに、第1段階では、工事を伴わない事項として、設計想定事象等発生時における加工施設の保全のための体制整備等を追加いたしました。

第2段階では、工事を伴わない事項として、加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制整備等を追加いたしました。

4ページを御覧ください。

次に、保安規定変更の主な内容について、説明いたします。

保安規定への反映事項は、事業許可の内容から来るもの、事業許可を踏まえた設工認の内容から来るものがあります。

表1に主な変更内容を示します。

1例として、第34条の漏えい管理のところでは、第1種管理区域内の部屋の空気を換気するための管理を明確にしております。第50条の被ばくの低減措置のところでは、一時的に放射性物質濃度が高くなるおそれのある作業を行う場合の措置を明確にしております。

これ以外につきましては、4ページから6ページの表1に示したとおりです。

7ページを御覧ください。

続いて、保安管理組織の変更について、説明いたします。

組織図の面で、変更前後の差も表したものを9ページの図1に、職務内容の面で変更前後の差も表したものを10ページの表2に示します。

今回の保安管理組織の変更の目的は、大きく分けて二つとなります。

7ページ目の、まず一つ目の目的は、これまでに、重大事故等に対処できるよう、手順書を整備し、訓練を行うとともに人員を確保する等の必要な体制の整備を行ってまいりました。

その中で、より一層の保安管理組織の機能向上を、今回、図ることに、目的があります。

具体的には、業務管理部長の職務のうち、教育・訓練の実施管理、保全区域の管理、周辺監視区域への出入管理、加工施設への人の不法な侵入等を防止するための設備の管理、事業所防災組織の救護消火班が実施する消火活動等の手順を整備する業務等を環境安全部長に移管いたします。

この移管に伴い、業務管理部の総務グループ長を保安管理組織から削除し、環境安全部

の保安・防災グループ長を新たに保安管理組織に追加する等いたします。

8ページを御覧ください。

次に、二つ目の目的は、核燃料物質等の監視に関する管理の独立性確保の観点から、核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄に関する管理を環境安全部長の職務から分離することで、保安管理組織として一層の機能向上を図ることにあります。

具体的には、環境安全部長の職務のうち、受入仕様の適合確認、放射性廃棄物の保管管理、放射性廃棄物の処理作業に係る業務を燃料製造部長に移管いたします。

この移管に伴い、計量・廃棄物管理グループ長を環境安全部から燃料製造部に変更いたします。

11ページを御覧ください。

最後に、保安規定への反映事項の抽出手順について、説明いたします。

保安規定を変更するに当たって行う社内の確認は、図2に示すステップにて行います。

まず(1)の事業許可の内容の保安規定への反映事項の確認については、左側の確認の観点の①から③を実施いたします。

次に、(2)の設工認の内容の保安規定へ反映事項の確認については、事業許可の場合と同様に実施いたします。

続いて、(3)の保安規定への反映事項の実行性の確認については、実際の作業者が実行できるかの観点、④での確認が重要であるという認識の下で実施いたします。

最後に、(4)の申請書の確認については、申請書全体が申請物として妥当であるかどうかを、社内で確立した体制による確認を行ってから申請を実施いたします。

12ページを御覧ください。

最初に、事業許可の内容の保安規定への反映事項の確認について、説明いたします。

こちら、図3に、事業許可の内容の保安規定への反映事項の確認手順を示しております。

まず、ステップ①では、事業許可の要求事項を抽出いたします。この抽出に当たっては、設工認申請時に作成した事業許可マーキング版というものをを用いており、このマーキングにより要求事項の抽出漏れがないことを確認いたします。

この実施体制については、許認可を担当している安全管理グループで抽出を実施し、安全管理グループ長により確認、実施責任者である環境安全部長による確認を行います。

さらに加えて、適切な保安文書の作成、審査、承認のプロセスを管理している品質・安全管理室長が確認することにより、確認作業の体制強化を図っています。

次に、ステップ②、③では、①で抽出した要求事項に対して、反映先となる保安規定条文、下部規定条文を比較して並べて整理いたします。要求事項に該当する箇所にはアンダーラインを引いて明確にいたします。

最後に、ステップ④では、要求事項への対応が読み取れない、又は読み取りづらい箇所を確認し、保安規定、下部規定への記載を適正化いたします。

13ページを御覧ください。

こちら、図4に、先ほど12ページで示したステップに従い行った確認の結果をどのように整理したかということを示しております。

事業許可マーキング版から要求事項を抽出し、抽出した要求事項に対して、保安規定条文、下部規定条文を並べて、対比表の形で整理しております。

要求事項ごとに同様に整理をして、参考資料1-1としてまとめております。

14ページを御覧ください。

続いて、設工認の内容の保安規定への反映事項の確認について、説明いたします。

こちら、図5に、設工認の内容の保安規定への反映事項の確認手順を示します。

まず、ステップ①では、設工認の記載に対して、「保安規定」、「管理」、「措置」、「ソフト対応」等のキーワード検索を行い、保安規定への反映事項を抽出いたします。

この実施体制については、安全管理グループで抽出を実施し、安全管理グループ長、品質・安全管理室長、環境安全部長が確認いたします。

次に、ステップ②では、キーワード検索で抽出できる事項以外にも反映事項がないかどうかを、設工認の設計担当に聴取いたします。

ステップ③④⑤については、先ほどの事業許可と同じ手順で実施いたします。

15ページを御覧ください。

こちら、図6に、先ほど14ページで示したステップに従い行った確認の結果をどのように整理したかということを示しております。

設工認からキーワード検索等で要求事項を抽出し、抽出した要求事項に対して、保安規定条文、下部規定条文を並べて、対比表の形で整理しております。要求事項ごとに同様の整理をして、参考資料1-2としてまとめております。

16ページを御覧ください。

続いて、保安規定への反映事項の実行性の確認について、説明いたします。

実際の作業者が実行できるかの観点での確認を、図7に示すステップにて行います。

まず、ステップ①では、事業許可、設工認の要求事項の反映が完了した後に、実行性の観点から記載不足がないかどうかを読み合わせで確認して、記載の不足があった場合は、保安規定、下部規定に反映いたします。

この実施体制については、安全管理グループ長、品質・安全管理室長、環境安全部長が確認いたします。

次に、ステップ②では、実際に運用する部署の部長、グループ長、担当者にて分かりにくい箇所を確認して、分かりにくい箇所があった場合は、保安規定、下部規定に反映いたします。

17ページを御覧ください。

最後に、申請書の社内確認手続について、説明いたします。

申請書全体が申請物として妥当であるかどうかの確認を、図8に示すステップにて行います。

まずステップ①では、申請書作成担当における確認をいたします。

次に、ステップ②では、許認可対応の実績を十分に積んだ専門家からなる確認チームによる確認を行います。この実施体制は、これまでの設工認申請を行った際に構築した社内の確認体制であります。

最後に、ステップ③では、核燃料安全委員会による確認を行います。この実施体制は熊取事業所長の諮問機関として、核燃料物質の加工に関する保安の確保等を目的として、加工施設の許認可に関する事項を審議するものであり、熊取事業所長、核燃料取扱主任者、保安管理組織の属する部長、品質・安全管理室長が参加しております。

資料の説明は以上です。

○田中委員 はい、ありがとうございます。それではただいまの説明に対しまして、規制庁のほうから質問、確認等をお願いいたします。いかがでしょうか。

○青木チーム員 規制庁の青木でございます。

事業許可と設工認を踏まえて、保安規定に基づき管理すべき事項について、保安規定の反映漏れ、記載の誤りなどを確認しておりますので、例示的に指摘をいたします。

一つ目でございますが、管理区域の区分についてでございます。事業許可と設工認において定めた管理区分の区域の図と、保安規定に記載された第2加工棟全ての階層の管理区域の区分の図に違いがあることを確認しております。

二つ目でございますが、火災・爆発源の管理についてございまして、まず、設工認の

中で、燃料輸送車両については、液化アンモニア等の積載燃料の量、運搬ルート等に関する措置は、保安規定で明確にするとしていた内容が、保安規定に記載されておりません。

次に、事業許可での外部火災、内部火災への影響評価の条件としたボンベ置場等や、危険物の貯蔵量について、保安規定でどう管理するか、記載がされておりません。

三つ目でございますが、非常用電源設備の燃料の貯蔵量についてでございます。設工認において、燃料の貯蔵量の管理も含め、これらの措置については保安規定に定めるとしていた内容が保安規定に記載されておりません。

以上、事業許可からの反映漏れなどを例示的に指摘しましたが、あくまで例示でございます。例示したもの以外についても、誤記等を確認しているところでございます。これらの不備が散見される申請などについて、事業者としてどのように考えられているのか、御説明をお願いします。

○原子燃料工業（藤原） 原子燃料工業、藤原でございます。

今、例示的に4点御指摘いただいたところでございます。何点か、ちょっと状況というのを御説明させていただきますと、まず一つ目の管理区域の図でございますが、こちらにつきましては、従前、保安規定に用いている管理区域図というのがございます。これを用いて今回反映しておるところでございますが、設工認につきましては、今回、新規制全般で、図面等、非常に細かくなった部分がございまして、こういった部分が、現行の保安規定の図に比べるとかなり細分化されておりました。その部分が少し差異が生じているところでございます。この辺につきましては、きちっと設工認に用いた図とかを反映するなどして、見直していきたいと思っております。

それと、危険物とか、あと重油タンク、そういった事例をいただいておりますが、こちらにつきましても、一応申請書の、例えば今お伝えしたようなものにつきましては、申請書の191ページの手順書の整備ですね、こういったところには一応記載はしているところなんです。ちょっと記載が不十分なところがあって、例えば、何を管理するのかといった部分がちょっと十分じゃない部分がございます。したがって、もう一度我々のほうで、保安規定の申請書に何を記載して何を管理するか明確にして、あと細かな数値といったものにつきましては下位文書に記載するなど、方向性を明確にして対応したいと考えております。

そのほか、今事例で4件いただいておりますが、ほかの部分についても、きちっともう一度確認して対応したいと考えております。

以上です。

○青木チーム員 規制庁の青木でございます。

規制庁としては、申請書や資料に基づき確認するので、今後同様の不備がないようにしていただきたいです。

以上です。

○原子燃料工業（藤原） 原子燃料工業、藤原です。

承知いたしました。

○田中委員 あとありますか。

○鈴木チーム員 規制庁の鈴木です。

今、青木からの指摘に対して、今後きちっと確認、反映していくといった回答がありましたが、その手順について指摘します。

事業許可内容からの保安規定へ反映すべき事項の抽出については、資料1の11ページに記載されている確認の観点に基づく手順により実施し、そのエビデンスが参考資料1-1であるという説明がありましたが、そもそも、このエビデンス資料には、事業許可内容から、保安規定へ反映が必要な事項の抽出が適切にされていない、抽出した事項を反映する保安規定や下部規定について対応していない条文等がある、別表や別図で規定されている核的制限値、管理区域区分等について整理されていない等の問題が見受けられます。その結果、青木が例示したような反映漏れや記載の誤り等が生じていると考えられます。

参考資料1-2の設工認についても、同様です。

この点について、事業者としてはどう考えているのか説明してください。

○原子燃料工業（岡田） 原子燃料工業の岡田です。

今御指摘いただいた点につきましては、どういったものを保安規定に反映させるか、そういった観点が、審査をいただく上で確認が取れるようなものになっているかという観点で、もう一度、作成した参考資料について見直して、下部規定につきましても、きちんとその内容が伝わるようなものに見直したいと考えます。

○鈴木チーム員 規制庁の鈴木です。

今の説明ですと、どのようにして改善されるのかというのが明確ではないんですけれども、今までどおりのやり方で確認、反映されるということでしょうか。

○原子燃料工業（藤原） 原子燃料工業、藤原でございます。

今御指摘いただいた部分で例示だけお伝えしますと、例えば、非常用発電機の重油の燃

料の維持についてなんですが、設工認の申請書では、7日間の維持とか、あと、貯蔵量のどれだけというような記載をしているところなんですが、保安規定に落としたときに、7日間以上維持できるようにという形しか書いていなくて、簡単にお伝えしますと。我々、ここでは、今思い返すと、管理するのは維持できるように必要な貯蔵量を管理するといったようなところになるかと思えます。そういった部分がちょっと十分じゃなかった部分がございますので、もう一度記載を読み返して、本来の要求事項に対して十分かどうかというのを一つずつ点検していくことになるかと思えます。

以上です。

○小澤チーム員 規制庁の小澤です。

今、藤原さんのほうから御説明がありましたけれども、青木のほうから例示的に示したものであるのは、今、鈴木さんのほうから、参考資料1、参考資料2ということで、今、岡田さんの御説明だったりとかということだと、我々審査する側が審査しやすいようにというか、審査する観点でという発言をなされましたけれども、まずこのエビデンスというのは、事業者がこういうやり方でやりましたという資料を提示いただいたものと考えてございます。ですので、そのやり方に従って、こういうふうになったという結果が申請書になりますので、その手順をどういうふうにやられたのかというのをきちんと適切にやれたか確認していこうと、まずしたところなんですけれども、そもそも、この参考資料、今提示されていますけれども、当初にまず提示されたものがどういうものだったのかというところを少しお話しさせていただくと、表として、列が1列全く抜けていたりとか、資料の説明するに当たって符号がついている符号の説明がなくて、我々、どういうことを言っているのか理解できなかつたりとかという、そういう状況でまずありました。

どういうふうに管理をしてチェックをして提出されているんですかというところを、今回、出席されていませんけれども、伊藤常務の後任の方に、品質管理室長ですけれども、問いただして、それで、再度提出されたものが今回の資料ということになってございます。それでも、今回、いろいろ指摘しているような状況なんですね。

今、藤原さんのほうから御説明があった、一部例示で、DGのところも説明がありましたけれども、これも、後ほどで結構ですので確認していただきたいんですけれども、5次設工認の3,001ページには、きちんと保安規定側で反映しますとあって、設工認のタイミングで抽出しているんです、御社のほうで。保安規定側で対応するということですね。抽出しているんですよ、設工認の断面では。ですけれども、保安規定側に今回来たときに漏

れてしまっている。そういうものが多々確認されているということです。

せっかく設工認のときに、表で整理されていたのですよ、どの断面で設工認で対応されるかというのを整理した上で、保安規定側で対応するものは保安規定で対応しますよといった表で管理をして、そういうものを作っていたにもかかわらず、このような状況になってしまっているということで、やり方自体は、先行の事業者のやり方を倣って、こういうやり方をするという姿勢は非常に感じていて、やろうとしているものも感じているんですけども、結果として、このような状況になってしまっているというところですね。

本件、保安規定に始まったわけではなくて、御社の場合、設工認のときをちょっと振り返っていただきたいんですけども、設工認最終断面になって、最終の補正をなされた後に、申請書に誤記が散見された、耐震計算書にも誤りが散見されたということで、全体を見直されたんですね。見直したんですけども、なかなか見直しがうまくいかず、誤りが解消できずに、約1年間くらいかかっているわけですよ。そこでも。そういう状況ですので、同じことを繰り返さないように、そのとき、伊藤常務のほうが中心になられて対応されたと思うんですけども、いま一度振り返って、きちんと対応していただかないと、同じことが繰り返されますよということです。

その点、伊藤常務も出席されていますので、今後についてどのように考えるのか。現状、どうなのかということを含めて、少しお話しいただければと思うんですけども。

○原子燃料工業（伊藤） 原子燃料工業の伊藤でございます。

許可からの、保安規定に抽出すべき事項の漏れ、それから設工認申請書から保安規定に落とすべき事項の記載の漏れ、こういったものを、今、御指摘、多数いただきまして、大変申し訳ございませんでした。

弊社といたしましては、事業許可からの抽出漏れ、これはちょっと繰り返しの説明になってしまうんですが、そういった漏れが生じないようにということで、いろんな施策を打って、この申請に臨んだというのは事実でございます。

ただ、この事業許可からの抽出漏れがないようにということで、今振り返ると、網羅性を担保するというところに力点を置くがために、設工認の段階でもそうだったんですけども、事業許可の記載分全てを対象として、それをいかに設工認に記載すべき事項と、保安規定に落とすべき事項というところで分けていったというプロセスがありました。そのときに、やはり許可の記載分全てを対象に分離していくというプロセスの中で、ポイントが絞り切れず、逆に言うと、少し保安規定に落とすべきポイントというところのフォー

カスがしっかりできていなかったというところが事実としてあったんだと考えます。

今、参考資料1ですとか2の見直しを図っているところなんですけど、許可、設工認から保安規定に落とすべき事項全てをピックアップしていくというのは、これは当然必要なことなんですけど、そのピックアップするに当たって、設工認なり許可なりの記載全てが保安規定に展開されていくものではなく、やはり保安規定の記載として必要なものをきちんとピックアップすると、そういったところを重点的に確認を進め、まとめ、整理することによって、的確な保安規定の記載分にしていくと、そういったプロセスを取れるように、今後、整理を進めた上で、保安規定のほうは変更認可申請をさせて、すみません、補正の申請をさせていただくというような流れを考えてございます。

いずれにいたしましても、本日いただきました指摘を基に、再点検、再整理を進めて、保安規定の補正をしっかり進めてまいりたいというふうに考えております。

また、今日、審査会合のほうで御説明させていただいた確認のプロセス、これも社内的にはいろいろ検討した結果、こういった体制で確認しておりますので、この補正に当たっても、今日御説明申し上げたような体制をしっかり、この体制でもってしっかり確認のほうをしっかり進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小澤チーム員 規制庁の小澤です。

今、抽出の過程での、どういうふうな考えでやられたのかというところを御説明いただきましたけれども、全体をまず見直しますということですので、まず見直していただいているところですけども、見直すに当たっても、今回も抽出漏れ自体が発生しているので、そういうところをきちんと確認していただくということと、まず、許可とか設工認で約束した事項を、御社としてどのように管理していく、約束事項を守るためにどのように管理していくことが重要なのかという考え方を、方針をきちんと立てた上で、全部が全部保安規定でということでは、当然我々も思っていません。ですので、きちんと保安規定で約束すべき事項、下部マニュアルで定める事項であれば、きちんとひもづけをした上で定めていただく。御社として、きちんとその許可事項だとか設工認が守られるような管理をしていただければと、まずは考えてございます。

あとは、最終的には、実際使われる方が理解をした上で使うということ、使えるということが重要でございますので、そういう観点で、最終的にはきちんと確認していただければと思います。

それらについては、この今回説明していただいたフローではやられたという説明になってございますので、本当にやられたのというようなところの疑問もございますので、きちんと見直していただいて対応いただければと思います。

○原子燃料工業（伊藤） 原子燃料工業の伊藤でございます。

御指摘の件、承知いたしました。改めて整理、検討を進めまして、弊社の考え方もしっかりプロセスの中に取り込んで、適切な確認ができるように進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○長谷川チーム長補佐 規制庁の長谷川ですけど、今ずっといろいろ聞いていて、まず今回の申請、説明的には、ページの11から17にわたって、一生懸命抽出の手順とか実施管理の体制みたいなものを説明していただいたんですけども、結果として申請されたものは、我々から見ると、ぱっと見でおかしいよねというぐらいのレベルで、かなりお粗末であったという、我々の認識としてはそういうことです。

この保安規定は、認可されればいいということでは、実はなくて、これ、保安規定は自ら定めるので、我々はこの保安規定に書いてあることを実行したときに、安全上支障がないようであれば認可はできるんですけども、多分皆さんが書いたやつだと、法令とか許可とかを守り切れなくて、結果として許可違反とかになる可能性が大のものが出てきたと。よって、我々はお粗末だと申し上げているわけで、それは皆さんに降りかかっているわけですよ。

多分、今回、どういうふうにして、この抽出手順がいいか悪いかというのは別として、皆さんがやるべきことという、保安規定って結構そういう意味では難しく、法令とか許可を逸脱しない、要はそれを守るために、人間の行動みたいなものを管理すべき事項として書いていくわけなので、字面だけでやっていると、多分その実行が伴わなくなってくる。特に現場にいたときに、放射線業務従事者、作業する方々、たくさんいるわけで、その人たちが理解してちゃんと実行できる、その結果として法令許可をちゃんと満足した中で安全を確保できるというところが、多分力点がそこに置かれないといけないと。そういう中で、字面だけでやっていると、こういうような結果になってきて、現場と乖離してくるといふこともありますので、この手順とかがいいのかどうかというのは別として、まず実施体制の中で適切にチェックできたかというところとそうではないというのは、もう明らかなわけで、このままでやれば、また多分繰り返し同じことになるんじゃないかというふうに思っていたので、先ほど、藤原さんとか伊藤さんがいろいろ説明はしていただいたんですけど、

本当にそれでやって大丈夫ですかと、もう一回出してもらえばいいですけど、でもまた駄目なことになると恥ずかしいことになっちゃいますので、その点しっかりやるということ。

それから、保安規定は自ら定めて、自ら使う。その結果として安全を確保していくというものなので、少なくとも、我々にチェックしてもらいたいな世界をつくっていくと、結果的に使えないので、少なくとも我々はあなた方のQMSのチェック機関ではないですから。その点もちろんと御理解いただいて、自らしっかりできるようにしていただきたいと。

特に震災以降、ずっと10年以上止まっている中、このまま皆さんは操業を開始したいわけですから、そういうようなときに当たって、許可とか、内容、法令内容は当たり前として、自ら新規制基準で対応した許可の内容が適切に実行できるということなので、その許可の理解というのがやっぱり大事だと思います。そういう意味では、もう一回ちゃんと初心に戻ってしっかり確認していただきたいというふうに思います。

○原子燃料工業（藤原） 原子燃料工業、藤原でございます。

ただいまいただきました御指摘の部分につきましては、事業所でもう一度きちっと体制を整えて、チェックなり見直しを図りたいと思います。

以上でございます。

○原子燃料工業（伊藤） 原子燃料工業の伊藤でございます。

事業所大でも確認を進めますし、また、社としてもしっかり確認を進めるようにいたします。また許可に立ち返って、初心に立ち返って、保安規定のあるべき姿というのをよく理解した上で、次の補正申請をさせていただくというふうに考えております。

以上でございます。

○長谷川チーム長補佐 規制庁の長谷川ですけど、ちょっと今の最後の言葉とかも、あまり理解というか、いろいろしゃべりましたけど、あまり聞いていただいていないのかなと思っています。

まずは、そこにいる皆さんが、実施体制の中核を担う、ないしは責任者であるわけですから、まずそこを理解しないと、それで現場に丸投げしても絶対いいものは出てこないし、結局、何を皆さん、したいのかという、僕が言いたいのは、そもそもこの実施体制が全然できていないじゃんというところまで含めて言っているわけで、それを現場に丸投げしても、何か作って補正しろというようなことをやっても、一向に直らないですよ。いずれにしろ、保安規定は自ら定めるものなので、ちゃんとやっていただければいいですけども、同じようなことを繰り返していると、いつまでたっても認可できるようなものが出て

こないというのが、正直、今日聞いている印象です。

○原子燃料工業（伊藤） 原子燃料工業の伊藤でございます。

御指摘いただいた点については、改めてよく考えて、対応のほうを進めさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○田中委員 いいですか。はい。ほか、よろしいですか。

では私のほうから一言二言申し上げたいと思いますが、まず本日規制庁が指摘したように、事業許可や設工認で、保安規定で担保するとした事項が適切に反映されていないなど、検討を要する事項が確認されています。事業者は本日の指摘を踏まえて、必要な対応を行っていただきたいと思います。

また、規制庁において、本日の指摘事項の対応など、必要な確認を進めていただいて、何か論点があれば審査会合において議論したいと思います。

また、最後に長谷川のほうから指摘したこと、大変重要かと思しますので、その意味するところを十分に理解して、しっかりと対応いただきたいと思います。

あと何かよろしいですか。全体を通して。

じゃあよろしければ、これもちまして、本日の審査会合を閉会いたします。ありがとうございました。